

第18回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和2年7月28日（火）16:00～16:15
- 2 開催場所：三重県庁3階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、稲垣副知事、廣田副知事、服部危機管理統括監、日沖防災対策部長、福永戦略企画部長、紀平総務部長、加太医療保健部長、大橋子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、大西地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、前田農林水産部長、島上雇用経済部長、河口観光局長、水野県土整備部長、佐竹県土整備部副部長、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、加藤病院事業庁長、岡警察本部長、高間四日市港管理組合経営企画部長、四日市市保健所副所長、事務局
- 4 議事内容：以下のとおり

議題1 新型コロナウイルス感染症の発生状況について

（服部危機管理統括監）

- ・これより「第18回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・事項1「新型コロナウイルス感染症の発生状況」について、感染対策部から説明をお願いする。
（三木医療保健部次長）資料に沿って説明
- ・県内患者の発生状況について。資料の棒グラフが新規感染者数、オレンジの折れ線グラフが延べ感染者数を示す。オレンジの折れ線グラフが立ち上がるころが、患者が急激に増加したところ。4月については、12日の少し右側から棒グラフが出ているが、14日から24日までの11日間で26名の患者が発生したことを示す。また、今月については、7月15日から本日（28日）までの14日間に25名の患者が発生している。
- ・県内患者の年代別割合の比較について。左の円グラフが1月30日から5月末までのグラフで、概ねすべての年代で発生していることを示している。一方、右の円グラフは7月1日から本日までの患者についてだが、10代・20代の患者で約7割を占めており、若い層での感染者が増加していることが分かる。
- ・PCR検査件数と陽性率について。特に患者の多かった4月6日から26日については、その3週間で検査数1,067件、陽性率は3.0%だった。一方、7月6日から本日までを見ると、検査数862件、陽性率は3.64%だった。

- ・最後に入院状況について。4月のピーク時には32名となっているが、本日現在で入院者数は24名となっている。
- ・以上から、患者の発生状況、検査件数、入院状況については4月のピーク時には及んでいないものの、陽性率については上回る状況が続いており、引き続き気を抜けない状況である。特に、10代・20代の患者の割合が7割と多いことから、この年代から他の年代への感染に注意が必要と考えている。

議題2 今後の医療提供体制について

(服部危機管理統括監)

- ・次に事項2「今後の医療提供体制」について、医療保健部から説明をお願いします。

(坂本医療政策課長) 資料に沿って説明

- ・国から6月末に、各都道府県において、各都道府県の実情をふまえていくつかのモデルの中から実情に近いパターンを選択することによって患者推計を行うようにとの指示があり、県でもその作業を行い、その患者推計に基づいて病床及び宿泊施設の確保を進めることを考えている。
- ・さらにその患者推計をふまえ、療養者数のピークを上回る病床・宿泊施設をどのように確保するかについて、現在調整を進めている。ただし、図にあるフェイズ2、即応病床170床程度・宿泊施設約100室については、特に即応病床については、4月から5月に確保していた病床を、6月に一旦140施設に戻したものの、既に170施設程度に拡大していただくよう各医療機関にお願いしている。宿泊施設についても準備を進めている。
- ・国からは、まん延期という、更に感染が拡大した場合の状況について準備するようという指示もあり、現在即応病床の部分を、各医療機関と調整して準備を進めているところ。そちらについては月内を目途に発表させていただく。

議題3 保健所の即応体制について

(服部危機管理統括監)

- ・次に事項3「保健所の即応体制」について、医療保健部から説明をお願いします。

(井端医療保健総務課長) 資料に沿って説明

- ・感染対策において中心的な役割を担う保健所では、限られた人的資源の中で最大限の対策を講じているところだが、全国的には感染拡大とともに業務負担が増大し、積極的疫学的調査や感染拡大防止対策を十分に実施できなかった地域も散見されたとのことで、厚生労働省が、今後を見据えた保健所の即応体制整備について各県に対応を求めている。
- ・保健所ごとの最大需要想定と必要人員を算出し、厚生労働省に報告している。

一日あたりの最大需要想定は先ほどの説明の患者推計を用いて得られた本県の最大新規陽性患者数を基に最大検査実施数等を算出し、人口按分により機械的に保健所ごとの最大需要想定を算出している。最大需要想定に対応するために必要となる保健所ごとの必要人員については、個別の相談業務や受診調整等の業務を積み上げた形で算出している。

- この結果、本県では、技術職員で175名、事務職で112名の人員を確保していく必要がある。
- ピーク時における保健所の即応体制の確保については、感染症患者の発生状況に応じて、保健所の即応体制を支援するため、全庁的な職員応援による人員確保のほか、外部人材の活用や業務の外部委託化等に積極的に取り組んでいる。
- 具体的には、外部人材の活用、OB保健師の任用、また帰国者・接触者相談センター業務への支援として、関係団体等の協力も得ながら看護師資格を有する方の任用、一般電話相談対応の支援として会計年度任用職員の任用、保健所業務の外部委託化として電話相談業務の外部委託化、全庁的な職員応援による人員確保として電話対応、検体搬送等の応援により保健所業務の軽減を図りながら体制を確保している。
- クラスタ発生時に接触者調査や積極的疫学的調査の支援を行うため、4月上旬に対策本部事務局に設置した「クラスタ対策グループ」を再編成し、クラスタ発生時に外部の医師や看護師をクラスタ発生施設に派遣する仕組みを構築するなど、保健所が実施する業務の支援に取り組む。

議題4 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.3～県民の皆様へ 命と健康を守るために～」について

(服部危機管理統括監)

- では事項4「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.3～県民の皆様へ 命と健康を守るために～」について、総括部から説明をお願いする。

(清水防災対策部副部長) 資料に沿って説明

- 本県では5月26日に三重県指針 ver.2 を公表し、県民や事業者の皆様に関急事態宣言解除後も取り組んでいただきたい感染防止対策についてお示ししてきたところ。3つのモニタリング指標も上回る状況であることなどをふまえ、ver.2を改訂し、県民や事業者の皆様に関急事態宣言解除後も取り組んでいただきたい内容をお示しするもの。
- 具体的には、1(2)に政府が推進している「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」について追記。
- 「2. 移動に関する感染防止対策」について、県民の皆様には記載のとおり更

新。マルの3つ目、「感染防止対策が不十分な飲食店、クラブ、カラオケなどの利用」については特措法第24条第9項に基づき自粛をお願いします。若い世代の皆様には知らないうちに感染を拡大させないように、慎重な行動をお願いします。

- ・ 2 (2)、県外の皆様には、帰省等をご検討されている、感染が急増しているエリアにお住いの皆様には、慎重にご検討をお願いします。
- ・ 3 (1)、現時点でガイドラインを作成されていない場合は速やかに作成をお願いします。全国でこれまでにクラスターが発生しているような施設については、ガイドラインに基づいた感染防止対策の徹底を特措法に基づき要請する。また感染者が急増しているエリアでの出張や会議については、オンライン会議等のツールの活用により人の移動を伴わずにできないか検討をお願いします。
- ・ 3 (2) 高等教育機関については、県外でのクラスター発生や県内でも感染が確認されていることから、これまで以上に感染防止対策の徹底、学生への注意喚起を特措法に基づき要請する。
- ・ 「4. イベントにおける感染防止対策」の「(1) イベント参加者の皆様へ」について、スマートフォンを活用した接触確認アプリの活用、主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的な協力をお願いしている。
- ・ 4 (2)、イベント開催の目安となる参加人数や収容率等の要件の緩和が、7月末から8月末まで延長されたためご留意をお願いします。③イベントの開催にかかる留意点は記載のとおり修正。4つ目のマルに相談がある場合の連絡先を追記。
- ・ 「5. 事実に基づく冷静な対応」については末尾に相談窓口を追記。
- ・ 「6. モニタリング指標について」、引き続きモニタリング指標を活用して県内の感染状況を把握し、必要時に応じて特措法に基づく更なる協力要請等を検討していくので、対策を実施する際にはご協力をお願いします。
- ・ 期限については「はじめに」の2段落目、8月31日までとしているが、今後の感染状況等に応じて期限を待たずに見直しを行う場合もある。
(服部危機管理統括監)
- ・ ただいまの説明について、質問のある方は挙手をお願いします。
(質疑無し)

議題5 その他

(服部危機管理統括監)

- ・ 報告事項がある部局は報告をお願いしたい。
(大橋子ども・福祉部長)
- ・ 高齢者、障がい者、児童の入所施設については、食事・入浴介助等で、どうし

でも密が避けられない状況にある。ほとんどの福祉施設等については、緊急事態宣言時に、面会を控えていただくなどの対策をしていただいていたが、緊急事態宣言解除後もそういった対策を続けている施設も多くある。しかしながら、三重県ではまだ発生していないが、他県ではこういった施設でクラスター発生が報告されている中で、経済活動も再開しており、現場や我々に、慎重な対応を求められていると考えている。医療保健部とも相談し、協力のういで、福祉施設等に対して感染防止対策の徹底を改めて依頼していく。

- ・同時に、医療保健部の協力も得て、子ども・福祉部では、8月に、福祉施設の職員向けに、感染症発生時の対応や防護具の取扱いについて、専門家を交えた専門研修を実施する予定。

(木平教育長)

- ・学校の対応状況について。県内での感染者数も増加し、先般学校講師での発生も確認されたことから、昨日、県立学校長あてに、児童・生徒の健康状態の把握について改めて徹底する旨を通知した。その中で、土曜日・日曜日・休日の健康状態についても休み明けに確認することを明記して健康状態の把握を徹底している。
- ・市町教育委員会にも県の取扱いを周知するとともに、市町における感染拡大防止対策を支援していく。
- ・今後、教職員、児童、生徒が感染した場合にあっても、迅速に対応できるよう、緊張感を持って取組を進めていく。

(河口観光局長)

- ・7月26日に感染が明らかとなった66例目患者が7月18日午後に県営サンアリーナで開催されたスポーツの試合で審判をされていた。26日に情報入手後、即時に指定管理者にその旨を伝え、18日当日の状況やスタッフの健康状態の確認を行うとともに、消毒等の対応について保健所に確認するよう指導した。サンアリーナではガイドラインを策定し、鍵の貸出し時に、主催者に対し、参加者の検温の確認、体調不良者がいないかなどの確認を行うとともに、利用者が適切に感染防止対策を行っているかなど日々巡回することで徹底を図ってきた。改めて保健所の指導・助言のもと、利用者の安心感につながるよう、改めて使用した際のドアノブ、机などの消毒を行うとともに、利用者に向け、サンアリーナでは平素より感染防止対策を徹底していること、職員の濃厚接触もなかったこと、更に、利用者で気になる方は最寄りの保健所に連絡をお願いする旨、サンアリーナのHPに掲載し周知を図っている。
- ・今後も引き続き利用者が安心・安全な状況で利用できるよう、ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底していく。
- ・明日29日、県民向けのみえ旅プレミアム旅行券の発行を10時から開始す

る。宿泊事業者の皆様、宿泊される皆様には感染防止対策に十分留意いただいたうえで、三重の旅を楽しんでいただくようよろしく願います。

(島上雇用経済部長)

- ・雇用経済部においてはサンアリーナ以外にも東京都の三重テラスや、県内企業の技術的支援を行っている工業研究所など、多くの方々に利用されている施設がある。これまでもこういった施設において、できる限りの感染防止対策を行ってきたところですが、今回のサンアリーナでの事例をふまえ、発生時の対応を含め、すべての対応を再度チェックするよう、部内に指示したところである。今後も安心して利用いただけるように、感染防止対策の徹底、発生時の適切な対応にしっかりと取り組み、施設の機能を保持していきたい。

(紀平総務部長)

- ・総務部からは3点お願いがある。一つ目、感染防止の観点から、各所属におかれては、ぜひ、テレワーク、在宅勤務を積極的に活用していただくとともに、時差出勤も併せて、多様な働き方を推進していただくようお願いする。
- ・二つ目、現在やってる現状のテレワーク、在宅勤務をさらに進めていくための取り組みを実施していく予定。近日中に通知を行いたいと考えており、各部局協力をお願いする。
- ・三つ目、新型コロナ接触確認アプリ「COCOA」の周知について。7月21日付の文書で各部局に依頼を行ったところだが、今回改めて、「COCOA」を積極的にインストールし活用いただくよう、各所属の職員に改めて周知をお願いする。

(加太医療保健部長)

- ・本部体制について、5月以降の収まった段階で、一旦体制は縮小したが、7月の感染症の拡大を受け、本部の、特に患者情報等がひっ迫した状況になってきている。すでに各部から応援をいただいているところではあるものの、引き続き各部局の応援を頂きながら本部体制を維持していきたいと考えているので、各部局におかれては、業務多忙の中ではあるが、ご協力をお願いする。

議題6 知事指示事項

(服部危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・ここまで説明があったように、強い警戒感を持って取り組まなければならない状況にある。改めて、全ての部局において、緊張感を持って取り組んでほしい。
- ・主なモニタリング指標について3つ全てで水準を上回ったことから、経済を止めず、かつその他の地域医療を止めないよう、早急かつ着実に病床を確保するとともに、宿泊療養施設についても、事業者と連携し早急に開設すること。ま

た、引き続きモニタリング指標も活用して、県内の感染状況を分析し、必要な対策を円滑に実施できるよう備えること。

- 保健所の即応体制をしっかりと確保していく必要があることから、オール県庁で支援をしていくこと。
- 教職員、児童生徒の感染が発生していることから、改めて県立学校における感染防止対策を徹底するとともに、教職員、児童生徒が感染した場合の対応についても、十分な準備を行い、迅速な対応を実施すること。また、小中学校においても徹底した感染防止対策、感染時の迅速な対応が取られるよう、市町教育委員会の取組をサポートすること。
- 県外の福祉施設等でクラスターが発生していることから、所管部局においては、施設における感染防止対策の徹底について改めて周知すること。
- 今回改定した「三重県指針」ver. 3は、県民や事業者の皆様に変更して取組の実施をお願いするものであるため、各部局があらゆるネットワーク等を駆使して、早急かつ丁寧に周知すること。
- 7月以降に県内で発生した感染事例はほぼ全て県外に関連するものであることから、県民の皆様に対し、感染者が急増しているエリアとの往来は避けるようお願いすること。また、都心部だけでなく地方都市においても接待を伴う飲食店でクラスターが多数発生していることから、感染防止対策が不十分な飲食店、クラブ、カラオケなどの利用を自粛いただくよう、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うこと。
- 事業者の皆様には、業種別ガイドライン等を参考に感染防止対策を実施しているところであるが、各団体の所管部局においてはガイドラインの遵守や掲示物などを用いた感染防止対策の徹底について改めて周知すること。特に、県外においてこれまでクラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、クラブ、カラオケ等）については、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践について特措法第24条第9項に基づき、協力要請を行うこと。
- 高等教育機関の皆様には、部活動や学生同士の交流の場などでクラスターの発生が報告されていることから、このような場などにおける感染防止対策のこれまで以上の徹底、学生への注意喚起を実施していただくよう、特措法第24条第9項に基づく協力要請を行うこと。
- 感染された患者の方、そのご家族や勤務先、県外から来県される方、医療従事者やそのご家族、外国から帰国された方や日本に居住する外国人の方が、不当な差別や偏見、いじめを受けたりすることは、絶対にあってはならない。各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われないよう呼びかけること。

(服部危機管理統括監)

- ・各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いします。
- ・以上で本部員会議を終了する。